

## 日本学生支援機構奨学金返還について

### 返還確認票について（返還のてびき P5～P12）

《借用金額》《貸与の状況》《返還の条件（目安）》等を確認(奨学生本人欄の住所は、採用時の住民票の住所が印字されているため、現住所と一致していなくても問題ありません) 下表は変更が想定される内容です。

スカラネット・パーソナルで届出するもの以外は学生生活支援課に持ってきてください。

事項	変更内容	届出するもの	
住所	本人の住民票住所の変更	「住所変更届」	} 令和3年 1月15日(金)
	連帯保証人・保証人または本人以外の連絡先（機関保証）の現住所の変更		
氏名	本人の氏名の変更	「改氏名届」	
	連帯保証人・保証人または本人以外の連絡先（機関保証）の氏名の変更	「連帯保証人・保証人等変更届」	
人物	連帯保証人・保証人または本人以外の連絡先（機関保証）の人物変更	「連帯保証人・保証人等変更届」	
利率	利率の算定方法の変更	「利率の算定方法の変更届」	} 令和2年 11月20日(金)
返還方式	定額返還方式と所得連動返還方式(機関保証)の変更 ※第一種奨学金のみ	「第一種奨学金 返還方式変更届」	
勤務先	連帯保証人・保証人の勤務先, 電話番号	スカラネット・パーソナル(貸与終了後)	
携帯電話 メール アドレス	本人, 連帯保証人・保証人および本人以外の連絡先の携帯電話番号・Eメールアドレス	スカラネット・パーソナル(貸与終了後)	

注意：利率の算定方式については期限以降の変更はできなくなります。

「住所」、「氏名」、「人物」の変更に関しては期限に間に合わなかったとしても来年の4月中旬以降にスカラネット・パーソナルや日本学生支援機構奨学金のHPから様式をダウンロードして日本学生支援機構に対して手続きができます。(47ページ)

### リレー口座による返還について(返還のてびき P13. 14)

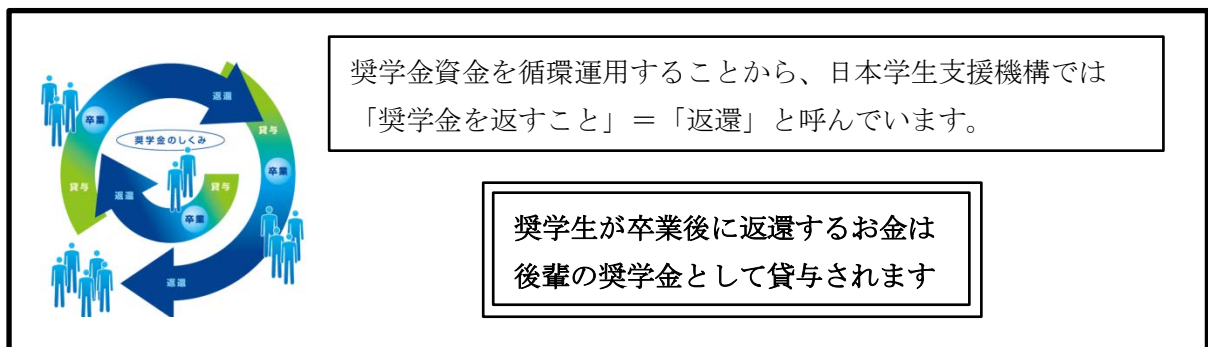
奨学金の返還は口座振替によって行います。初回の振替は来年の10月27日です。それ以降毎月27日に振替があります。手続きは返還のてびきを確認してください。金融機関での手続き後「**預・貯金者控**」の**コピー(A4サイズに拡大)**を提出してください。

提出先：学生生活支援課

提出期限：**令和2年11月20日(金)**

## 返還に関する制度について

- 在学猶予制度…貸与終了後引き続き在学する場合（進学や留年等）、在学期間中の返還を猶予する制度。スカラネット・パーソナルから手続きが可能です。
- 減額返還 …当初の割賦金を1/2または1/3に減額して2倍～3倍の期間で返還することができる制度。（返還のてびき P29～P30・P47）
- 返還期限猶予…返還が困難になった場合に返還自体を待ってもらう制度。（返還のてびき P31～P32・P47）
- 猶予年限特例または所得連動返還型無利子奨学金の返還期限猶予制度  
…一定の収入・所得を得るまで返還期限を猶予できる制度。（返還のてびき P33～P34）
- 繰上返還…返還に余裕がある場合に、全額又は一部を繰り上げて返還できる制度。（返還のてびき P44・P47）
- 返還免除制度…次の場合、願い出により返還を免除することがあります。
  - ・奨学生本人が亡くなった場合
  - ・奨学生本人が精神または身体の障害により返還ができなくなった場合
  - ・大学院において第一種奨学金の貸与を受けた者の中で、在学中に特に優れた業績を挙げた者



<問い合わせ・送付先>

学生生活支援課奨学金担当

TEL：089-927-9168

MAIL：syougaku@stu.ehime-u.ac.jp